

クラスター抑制 重点対策

実施期間 令和4年3月7日(月)～3月21日(月)

主な取組項目

- 1 ワクチン接種の加速
- 2 県で高齢者施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認
- 3 県で保育施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認
- 4 学校におけるチェックリストを活用した感染防止対策の実施状況の確認

ワクチン接種の加速

- 大規模接種事業により、希望する方への3回目のワクチン接種を推進
- 市町村と連携し、高齢者施設等の利用者及び従事者に対するワクチンの3回目接種を速やかに実施
- 教職員、保育士、警察官、消防職員など、地域における社会機能を維持するために必要な事業に従事する者に対する優先的なワクチンの3回目接種を推進

クラスター対策の強化

高齢者施設 障がい者施設

- 県がいくつかの高齢者施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認するとともに、併せて、現場における感染防止対策に関する課題の聞取りを実施

保育所 認定こども園 幼稚園等

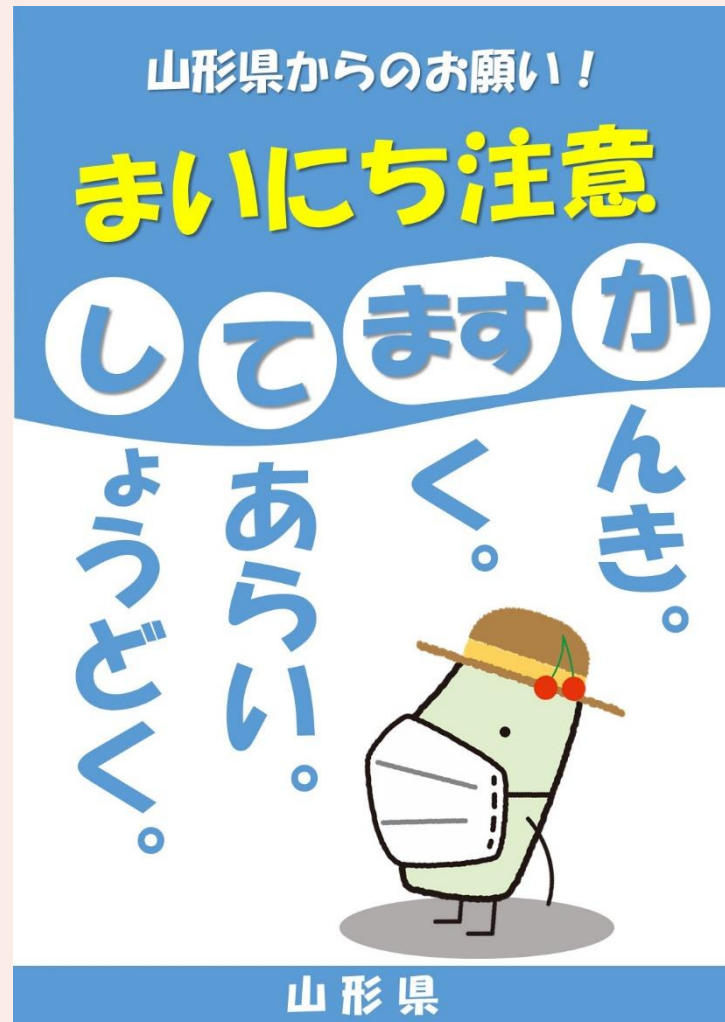
- 県が保育施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認するとともに、併せて、現場における感染防止対策に関する課題の聞取りを実施

学校

- 日々の感染防止対策の徹底を図るための体制を強化
 - ・毎日、担任教員がチェックリストにより対策の実施を確認、その結果を管理職に報告

チラシを活用した職場・家庭内等での注意喚起

○下記チラシを活用し、感染防止対策の徹底を周知



県民の皆様へのお願い

協力要請の内容（特措法第24条第9項）

外出・移動

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は避けてください。

県外との往来

- まん延防止等重点措置の対象地域などの感染拡大地域との不要不急の往来は慎重に判断してください。※ビジネス、通学、通院、受験等は除く。
- 移動する場合は、移動先の感染状況の把握に努め、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後に無料のPCR等検査を活用するなど、「うつらない」、「うつさない」行動を徹底してください。

会食

- 1グループの人数制限はありませんが、1テーブル4人以下で感染防止対策を徹底して行ってください。※結婚式など冠婚葬祭を含む
- お酌はせず、長時間にならないようにしてください。
- 職場での昼食や休憩中の飲食等を含め、黙食を基本とし、会話をする際は、マスクの着用を徹底してください。
- 都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。

県民の皆様へのお願い

協力要請の内容（特措法第24条第9項）

感染防止対策等

- 不織布マスクの着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、換気の励行など基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめな手洗いを
行い、家族間の感染防止対策を徹底してください。
- ワクチンの効果は、時間の経過とともに低下してきます。ご自身のため
にも、できるだけ早く3回目の接種を受けていただくようお願いいたし
ます。また、5歳から11歳の子どもへのワクチン接種については、政府
や自治体から発信される正しい情報をもとにご検討ください。
- 発熱・咳など、少しでも体調が悪い場合は、外出や移動を控え、事前に
医療機関に連絡し、受診してください。
- 無症状でも感染に対する不安を感じる場合は、無料のPCR等検査を受け
てください。

学校等へのお願い

協力要請の内容（特措法第24条第9項）

**依然、若年層に感染者が多発していることから、
引続き、日々の感染防止対策を徹底**

学習活動

- 感染のリスクが高い学習活動は停止
（合唱やリコーダー演奏、近距離で組み合う運動 など）
- 校外活動の実施の際は、感染防止対策を徹底 ※県外への移動は自粛

部活動

- 自校内で平日週4日、1日90分以内の活動、土日祝日の活動停止、マスクを着用してできる活動に限定
ただし、5日間※感染者が確認されていない学校に限り活動可
※文科省が目安とする学級閉鎖期間、土日を含む
- （ ワクチン未接種の児童が多い小学校において、クラスターが多発していることから、**スポーツ少年団活動については活動停止の要請を継続** ）

- 登校前の健康観察の徹底
（風邪症状等がある場合、登校を控え医療機関の受診を促す）
※ 特に、オミクロン株の特性を踏まえ、熱はなくとも咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある場合は、登校を控えることを徹底
- 登下校時もマスク着用を徹底

学校等へのお願い

協力要請の内容（特措法第24条第9項）

県立学校

- 毎日、担任教員がチェックリストで対策の実施を確認、管理職に報告
- 換気対策の徹底（改めて室内のCO₂濃度・室温の変化を測定、換気方法を改善）
- 学校等での給食や昼食は黙食を基本とし、会話をする時はマスク着用を徹底
- 地域の感染状況等を踏まえ、時差登校やオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態の実施を検討
- 受験等で県外に移動する場合、無料のPCR等検査の活用を推奨
- 教職員の3回目のワクチン接種を積極的に促進
- 感染者・濃厚接触者が発生した際は、
 - ・学校長が一時的な学校閉鎖などをした上で「新型コロナ対策学校等支援タスクフォース」等の助言を受け、速やかに休業等の対応を実施
 - ・児童生徒の学びの保障に配慮し、オンライン学習を推進、時差登校等を検討

※ 小中学校等市町村立学校や私立学校についても、同様の対応を要請

学校等へのお願い

協力要請の内容（特措法第24条第9項）

大学等

- 学生や教職員等に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、都道府県の認証施設などの感染防止対策が講じられた施設を利用し、短時間の開催とし、会話をする際はマスク着用を徹底するように求めてください。
- 部活動やサークル活動、課外活動、学生寮における感染防止対策等について、学生や教職員等に注意喚起を徹底してください。特に、部活動等における感染リスクの高い活動については、制限又は自粛を検討してください。
- 学内での行事は、人と人との間隔を十分に確保するなど、適切な開催方法を検討してください。
- 感染防止対策の徹底と面接授業・遠隔授業の効果的活用等により、学生の学修機会を確保してください。
- 学生や職員の方は早めに3回目のワクチン接種を受けてください。

保育所や保護者の皆様等へのお願い

協力要請の内容（特措法第24条第9項）

保育所・認定こども園・幼稚園等

- 県独自の「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を参照し、感染防止対策を徹底してください。
- 保健衛生用品等の購入に係る補助を活用してください。
- 感染の早期発見や事業継続に向けて、保育所等に配布している抗原定性検査キットやPCR検査キットを活用してください。
- 感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数グループに分割するなど、感染を広げない形で保育等を実践してください。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて、大人数での行事は自粛してください。

保育所や保護者の皆様等へのお願い

協力要請の内容（特措法第24条第9項）

保護者

- 毎日、登園前にお子さんの健康観察（発熱、のどの痛み、鼻水などの風邪症状の有無の確認）を必ず行ってください。
- 発熱等の症状がある場合は登園を避けてください。
- 家庭内や周囲の方の発熱や呼吸器症状など健康状態にも留意してください。
- お子さんや御家族に気になることがある場合は保育所等に連絡してください。
- 保育所等での感染拡大防止に向け、市町村や園からの感染防止対策の要請・依頼について、御理解と御協力をお願いします。

市町村

- 社会機能を維持するため、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所するようお願いします。
- 臨時休園の判断を行うにあたっては、保育の必要な方に対する保育が継続して実施されるよう配慮（代替保育等）をお願いします。
- 保育士等への3回目ワクチン優先接種に御配慮をお願いします。

高齢者施設・障がい者施設へのお願い

協力要請の内容（特措法第24条第9項）

高齢者施設・障がい者施設

- 換気、マスクの着用、消毒等、厚生労働省が策定した「介護現場における感染対策の手引き」、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等に基づく対応を徹底してください。

※チェックリストを提供しますので活用してください。

- 複合型施設では、施設入所者と通所サービス利用者の動線を可能な限り分離する、入所系職員と訪問・通所系職員とで休憩室利用時間を分離するなど、感染リスクを極力減らしてください。
- 利用者や従事者に感染者が発生した場合に備え、BCP（業務継続計画）及び初動対応を再確認するとともに、必要物資の備蓄に務めてください。
- 利用者や従事者の方は早めに3回目のワクチン接種を受けてください。

＜施設内で感染者が確認された場合の支援＞

- 抗原定性検査キット等による感染者の早期探知
- 感染症専門班（医師・認定看護師）の介入による感染拡大防止指導
- 職員が不足した場合の相互応援ネットワークの活用

事業者の皆様へのお願い

協力要請の内容（特措法第24条第9項）

感染防止対策等

- 業種別の感染拡大予防ガイドライン遵守を徹底してください。
- 就業前の健康チェックなど、従業員の健康管理を徹底してください。
- テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。
- ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、洗面所などの共用部分をこまめに消毒してください。
- 体調が優れない方や、妊婦、子どもの養育等が必要な方への休暇取得や在宅勤務(テレワーク)、時差出勤などの就業上の配慮を行ってください。
- 従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社等のBCP（事業継続計画）の作成・点検を進めてください。
- 厚生労働省の「小学校休業等対応助成金」を活用するなどして、子どもが登校・登園できない場合に従業員が安心して休暇を取得できる環境を整えてください。
- 従業員の方へ3回目のワクチン接種をできるだけ早く受けるよう促してください。

その他の対策

県有施設

○県有施設の臨時休館や利用制限等は3月6日で終了

やまがた冬割 キャンペーン (3/31まで延長)

○旅のエチケットを守りながら、感染防止対策を徹底

○隣県の県民割については、当面の間、停止